

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和4年3月



石狩市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、道央圏の日本海側に位置し、北は増毛町、東は新十津川町及び当別町、南は札幌市及び小樽市と隣接し、西は日本海に面した位置にあり、総面積72,242haの内、森林面積は53,321ha（令和2年度北海道林業統計 令和4年3月公表）で林野率は74%となっている。地勢は石狩平野の西端、石狩川最下流域は平坦地が広がった都市部を形成し、山岳地域は暑寒別連峰の一部を形成している国有林の浜益岳（1,258m）、群別岳（1,376m）が連なっているが、一般民有林は比較的緩やかな地形となっている。

気候は日本海側気候に属し、比較的気温差がなく降水量も少ないものの風の強いのが特徴となっている。

本市における林業の課題の一つとして、林地残材などの未利用材の有効活用が挙げられる。有効活用を推進するには未利用材の賦存状況を一元的に管理し、収集することができる体制を整備する必要がある。また、安定的に必要な量を確保するにあたっては、単一の自治体ではなく周辺自治体と広域的に連携し、効率的に未利用材を収集する仕組みが必要である。これらの状況を踏まえ、本市では石狩市森林組合と連携し、令和元年に「道央地区未利用バイオマス供給協議会（以下、協議会という。）」を設置し、協議を重ねてきたところである。

一方、本市の工業団地である石狩湾新港地域において、未利用材を集荷し燃料とするバイオマス発電所の建設計画があり、協議会を通じた燃料購入の仕組みを確立することで、地域への再生可能エネルギーの導入拡大が期待される。

また、発電事業の実施により、未利用材の効率的な有効利用が図られるほか、林地残材の整理が可能となることによって再造林を容易にし、野ねずみの大量発生を防ぐという副次的効果も期待できることから、林業従事者等の経営改善を図り、地域の活力向上や持続的発展に結び付けていくことが可能になると考えられる。

以上のことから、バイオマス発電所による未利用材の積極的導入を実現し、本市の自然環境の保全や調和に努めつつ、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの地産地活を推進するとともに、林業経営の安定や健全な発展に資する取組を行っていく。

※一般民有林：民有林のうち道有林を除いた森林で、市町村や個人、法人などが保有する森林。
※未利用材：森林における伐採又は間伐に由来する未利用なもの。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積(m ²)	備考
a	石狩市新港中央2丁目196-1	30,000	バイオマス発電所の整備

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
a	バイオマス発電(木質)	9,950kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
a	発電事業者が売電収益の一部を周辺地域の林業関係者で構成される協議会に支出し、同関係者に対して、生産性向上に資する研修等を実施する。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 自然環境の保全との調和
大気・騒音の調査を行う。
- (2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和
景観に配慮し事業を実施する。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価に関する事項

(1) 目標

下表に示した地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備を導入し、それにより総発電量 70,000,000kW h / 年を目指す。

また、こうした取組の結果、地域の新たな雇用者数が約 20 人増加することを目指す。

地区	発電設備の規模	発電事業期間
a	9,950kW	20 年間

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定整備計画の進捗を確認する。目標が達成されない場合、その原因分析を行い達成に向けて必要な改善策を講じる。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電事業を中止または終了する際は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」などの関係法令を遵守し、設備整備事業者が発電設備を速やかに撤去し、それにかかる費用を全額負担するよう要請する。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の対応を確認する。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付す。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、本市の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消す場合がある。

(4) 区域外の関係者との連携

石狩市、再生可能エネルギー発電事業者、協議会の関係者は、石狩市の区域外の関係者とも相互に連携し、優良事例等の情報交換を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

令和4年3月30日 策定

資料 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	面積(㎡)	備考
a	石狩市新港中央2丁目196-1	雑種地	30,000	バイオマス発電所の整備

